

*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

闇の中で進められる環境省の水俣病施策と水俣病事件裁判 これを白昼のもとに引きずり出し、国や県の企みと闘おう

○環境省職員の進行協議無断出席問題の続報

訴訟の当事者しか出席できない進行協議に、訴訟当事者ではない環境省職員が患者側に無断で同席していた問題。(水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟 熊本地裁)

この問題が発覚したのは2018年9月28日の第15回口頭弁論後の進行協議でした。以降、弁護団による抗議文・申入書、環境省と熊本県への行政文書開示請求(チエの話68、69で報告)や、法廷での弁護士の強い要望活動によって、ようやく同席人数と役職を被告(熊本県)が渋々明らかにしました。(2019/06/10被告事務連絡)

これと別件の行政文書開示請求で開示された旅行命令書と付き合わせれば、ある程度は誰が同席したのかの特定はできます。

しかし、それでも同席の目的や、どのような発言をしたのかは不明のまま、問題は残ります。

なにより問題なのは、国民に必要な情報を公開せず、闇の中でことを進めようとする行政や裁判所の姿勢が依然として変わらないことです。

6月10日被告は事務連絡で「被告らは、現時点において、過去の進行協議期日における同行者の有無並びにその氏名、役職及び事件との関連性を明らかにすべき何らかの法的義務を負うものではない」と、まるで不要なサービスを善意で行っているかのようなことを述べていますが、とんでもない話です。

進行協議にはその訴訟の当事者しか同席できないのが原則です。原則から外れる特殊な事情があったのですから、その目的や同席者の身分を相手方に説明して同意を得るのは当然の責務です。環境省職員も公務で出張しているのですから、その経緯や同席結果について記録・文書を残す義務があります。

ところが私たちの文書開示請求に対して、環

境省は「訴訟に関する重要な経緯に関することではない」ので経緯の記録・文書は作成していない、という理由説明書を出してきました。

重要な経緯に関することでないならば、なぜ原則から外れた行為におよんだのでしょうか。

なお、環境省の理由説明書には管理番号のみで、本来あるべき作成日や作成者が記載されていません。作成日、作成者を明記するよう抗議をしていますが、無視されたままです。

さらに、法廷を傍聴してどのような情報を上司に報告したのか、報告文書がない場合には当該職員のメモを開示する請求に対しては、「口頭で説明した」「メモをとったかどうか記憶が定かでなかった」(不開示不服審査請求に対する裁決書2019/08/26)と説明しています。

メモをとったか否かも覚えていない人が、口頭でどんな報告をしたのでしょうか。自らに都合の悪いものは何としてでも隠し通そうとする環境省の姿勢を許しておくわけにはいきません。

私たちは、決して諦めずに追及を続けます。

＜法廷は公開が原則＞

今回事件は、進行協議のあり方について、改めて考えさせられるものでした。

私たちも進行協議を全て否定するものではありません。プライバシーに触れることや和解協議でのデリケートな駆け引きなど、公開することに支障がある事象があることも理解します。

しかし、法廷の傍聴や報告集会で見聞きする限り、そのようなことはほとんどありません。

現に今回事件の発覚後には、進行協議は開かれずに審理が続いています。福岡高裁で審理されている国賠訴訟では一度も進行協議を持ったことはありません。個人的な感想では、進行協議を持たないときの方が、全体の時間(公開法廷と進行協議を併せた時間)は短い印象です。

裁判公開の原則は、裁判が公正に進められるよう国民が監視するためにあります。水俣病事件裁判のように公害被害者対権力という、圧倒的に力の差がある場合には、特に大切にされるべき原則です。

傍聴人が、裁判は何が争点で、今日は何が議論されているのか聞いていて分からないようでは、公開の意味をなしていない、ということ再度確認する必要があると思います。

〇熊本県の横暴な疫学調査

公健法に基づく認定申請をすると、疫学調査（水俣在住当時の生活状況、食歴、病歴等）が行われます。当該県の職員が申請者に対面で聞き取りをするのが基本です。

従来は、ここに支援者らが立ち会い、適切な調査が行われるよう支えていました。特に熊本県外に移住し高齢となった申請者にとって、何十年も前の記憶を呼び戻し、4～5時間もかかると言われる調査に対応するには、相当の事前準備と、当日の配慮が必要となります。

しかし、ここ数年プライバシーを理由に、支援者の立ち会いが拒否されるようになってきました。立会人が守秘義務のある医師や、委任を受けた代理人であっても認めず、強引に調査を終える事例が続いています。

数日前に調査日を指定してきたうえ、従わないと「認定申請取下書を送る」「調査をせず帰る」という脅迫的な発言までしています。

このため、調査を受けた申請者は、「警察の事情聴取のようだ」「根比べのようだった」「話したことをちゃんと書いてくれない」と、絶望的な思いをしています。

この熊本県の調査に対して、お互いに連絡を取り合い、立会人を拒絶する法的根拠を追及し、抗議をしようとする動きが始まっています。

私たちも積極的に支援していきたいと考えています。

〇各地の訴訟は山場を迎える

*福岡高裁で審理中の水俣病被害者互助会・国賠訴訟は、**来年1月10日に結審**となります。

証人尋問が3月に2回、5月1回、6月3回、7月2回と殺人的なスケジュールでした。

水俣病患者を一度も診たことがない医者が、長年患者に寄り添ってきた阪南中央病院を批判するという、嘔飯物の証人尋問もありました。

海とともにある生活、というものに実感を持っていない裁判官たちに、水俣病の被害をどうやって理解させるか、弁護団は困難な作業に取り組んでいます。

*熊本高裁で審理中の同会の義務付け訴訟も、2021年3月までには判決を出したい、と裁判長が表明し、早ければ来年2月頃から証人尋問が始まる予想となっています。

次回期日は、10/25 熊本地裁14:00～、です。

*倉本チズさんの認定義務付け訴訟は、7月11日に第2回口頭弁論が開かれましたが、水俣病被害者互助会訴訟と同じ裁判官であることから、こちらも審理を急ぐ圧力がかかりそうです。拙速な裁判運営とならないよう注目しています。

次回期日は、10/4 熊本地裁11:30～、です。

*新潟水俣病では新潟地裁で第2次行政訴訟が闘われています。

次回期日は、11/25 新潟地裁 14:30～、です。

*また全国各地で、公健法の認定申請や、認定棄却処分に対する行政不服審査の闘いが取り組まれています。

私たちも各地の弁護団や運動体と連帯して活動していく所存です。

〇環境省とチッソ(株)への申入、抗議

2019年7月4日付熊本日新新聞の記事で、佐々木孝治特殊疾病対策室室長が「水俣病患者とは77年判断条件に合致する人」と発言しました。

また、6月14日の水俣病被害者互助会国賠訴訟の福岡高裁口頭弁論で、濱本匠チッソ代理人は、知能障害を診断されていた原告の陳述書を読み上げ、「これを原告本人が書いたと思いますか」という差別的な質問をしました。

溝口訴訟弁護団東京事務局では、これらの言動を看過できず、添付資料の申入書、抗議文を環境省、チッソに送りました。

<チエの話 添付資料>

以下の申入書、抗議文では、個人のプライバシーを配慮して一部文書を変更しています。

<添付資料①>

2019年7月26日

環境省環境保健部

環境保健部長 田原 克志 様
特殊疾病対策室 佐々木 孝治 様

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局
鈴木 多賀志

申入書

1. 2019年7月4日付熊本日日新聞のインタビュー記事のなかで、佐々木孝治特殊疾病対策室室長は「水俣病患者とは77年判断条件に合致する人」と発言しています。（以下「熊日記事での発言」と表記します）

水俣病の法的な定義は「魚貝類に蓄積された有機水銀を経口摂取することにより起こる神経系疾患」であり、この定義は2013年4月の溝口訴訟最高裁判決でも確認されています。

さらに同判決では「客観的事象としての水俣病及びそのり患の有無という客観的事実よりも殊更に狭義に限定して解すべき的確な法的根拠は見当たらず」と判示しており、また、77年判断条件については「多くの申請について迅速かつ適切な判断を行うための基準を定めたものとしてその限度での合理性を有する」とその有意性を限定した上で、77年判断条件に合致しない場合でも水俣病患者と認定できることを判示しています。

佐々木室長の熊日記事での発言は、全面的に否定されていない＝77年判断基準が唯一という、とんでもない最高裁判決の曲解があります。

現に同最高裁判決が是認した福岡高裁判決（2012年2月）では、より明解に「救済法の趣旨からすれば、52年判断条件（77年判断条件）の基準を満たさない場合に水俣病とは認められないとする解釈が、これに適合しないものであることは明らかである。」と判示し

ています。

佐々木室長は、77年判断条件に基づく審査で棄却されながらも、行政訴訟で認定を勝ち取った溝口チエさんや新潟水俣病認定義務づけ訴訟の原告（2017年12月確定）らは水俣病患者ではないと主張するのですか。

また、77年判断条件と同じと主張する2014年新通知（2014年3月部長通知）について、佐々木室長自身はカットオフラインではないという発言を繰り返してきました。。

水俣病患者を77年判断条件に合致する人に限定する佐々木室長の熊日記事での発言は、室長自身の過去の発言と整合性がない上に、2013年4月最高裁判決および2012年2月の福岡高裁判決に真っ向から背反しています。

よって、この件につき、下記の事項を要求します。

- a. 田原保健部長も、2013年の最高裁の判示は水俣病患者の定義を77年判断条件に限定していると理解しているのか、見解を文書によって示してください。
- b. 佐々木室長に対しては、熊日記事での発言を撤回することを要求します。

2019年8月31日までに文書での回答を要望します。

2. 6月14日の水俣病被害者互助会国賠訴訟の福岡高裁口頭弁論（原告側医師の証人尋問）において、瀧本匠チツソ代理人は、知的障害を診断されていた原告の陳述書を読み上げ、「これを原告本人が書いたと思いますか」という質問をしました。

これは、もはや尋問などではなく、胎児性水俣病患者や知的障害者には整然とした文書は書けない、原告の陳述書には信憑性がないという、偏見・差別発言そのものであり、決して看過できません。

かつては石原慎太郎元環境庁長官が、胎児性水俣病患者の手紙を「IQの低い人が書いた」と発言して後に謝罪するという事件(1977

年)がありました。

それから42年を経ても、今だにこのような偏見が続いているのは、ひとえに環境省が水俣病の実態調査もせず、誤った水俣病像と偏見を増長する情報を発信し続けてきたことに尽きます。

よって、この件につき、下記の事項を要求します。

a. 直ちに、不知火海沿岸で獲れた魚介類を日常的に食べる機会があった住民、およびその後他の地域に移住した住民の悉皆健康調査を実施して、疫学による分析が行えるデータを収集ことを要求します。

そして、その調査手法と結果を公表し、この調査結果に基づいた公健法の認定基準を公開された場で作成することを要求します。

b. また、チツソとチツソ代理人に対して、6月14日の当該発言を撤回、謝罪し、以後このような発言をしないよう強く指導することを要望します。

以上

<添付資料②>

2019年7月26日

チツソ株式会社

代表取締役社長 木庭 竜一 様

指定代理人 濱本 匠 様

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局

鈴木 多賀志

抗議文

6月14日の水俣病被害者互助会国賠訴訟の福岡高裁口頭弁論(原告側医師の証人尋問)において、チツソの代理人濱本氏は、知的障害を診断されていた原告の陳述書を読み上げ、「これを原告本人が書いたと思いますか」という質問をしました。

これは、もはや尋問などではなく、胎児性水俣病患者や知的障害者には整然とした文書は書けない、原告の陳述書には信憑性がないという、偏見・差別発言そのものであり、決して看過できません。濱本代理人に対して強く抗議するとともに、下記の要求をします。

a. 濱本代理人には6月14日の当該発言を撤回し、原告に謝罪すること。

b. 木庭社長には、以後このような発言をしないよう、代理人に対して徹底した指導、教育をすること。

c. 同様の教育をチツソ株式会社の社員に対しても行うこと。

以上

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵便口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴木多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm>(2年ぶりに更新しました リンクフリーです)

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね